

～ 市有地の利活用推進の支援策のお知らせ ～

(石巻市移転元地等利活用推進事業補助制度)

◆◆◆◆◆半島沿岸部の移転元地（市有地）の借地に対する補助制度があります。◆◆◆◆◆

【農業利用】

- ・貸付料：年間10円/㎡
- ・補助金：上限1,000円/㎡（1回限り）
（資材・備品購入費等）
※補助対象経費の1/2を補助
- ・対象：農業者、農業法人



農作物を耕作 (営農) する方へ



貸付料の減免と補助金の交付ができます



【地区共同利用】

- ・貸付料：全額免除 0円/㎡
- ・補助金：上限1000円/㎡（1回限り）
（緑化推進の土地利用）
※補助対象経費の10/10を補助
- ・対象：自治会、市民公益活動団体

コミュニティ活動や 非営利活動をする方へ



貸付料の無償化（全額免除）と補助金の交付ができます



【通常利用】

(営利利用または個人利用)

- ・貸付料：年間 各年度の固定資産税評価額の1.4%の額（通常6.5%）
（R27.3.31までの間 ※西暦2045）
- ・対象：どなたでも

上記以外の事業者 等の方へ



通常の市有地貸付よりも安く、貸付料の減免ができます

※令和5年1月に申込対象者を拡充しております

【お問合せ先】 石巻市役所

復興企画部復興推進課（担当：用地管理係）
電話：0225-95-1111（代表）
（内線）5312、5315、5485

河北総合支所地域振興課
電話：0225-62-2111（代表）

雄勝総合支所地域振興課
電話：0225-57-2111（代表）

北上総合支所地域振興課
電話：0225-67-2111（代表）

牡鹿総合支所地域振興課
電話：0225-45-2111（代表）